

議案第 8 号

野田市立幼稚園管理規則及び野田市立小学校及び中学校管理規則
の一部を改正する規則の制定について

野田市立幼稚園管理規則及び野田市立小学校及び中学校管理規則の一部を改
正する規則を次のように定める。

平成30年3月28日提出

野田市教育委員会教育長 東 條 三枝子

野田市教育委員会規則第 号

野田市立幼稚園管理規則及び野田市立小学校及び中学校管理規則の
一部を改正する規則

(野田市立幼稚園管理規則の一部改正)

第1条 野田市立幼稚園管理規則(昭和39年野田市教育委員会規則第2号)
の一部を次のように改正する。

第14条及び第14条の2第1項各号列記以外の部分中「第29条」を「
第29条第1項」に改める。

(野田市立小学校及び中学校管理規則の一部改正)

第2条 野田市立小学校及び中学校管理規則(昭和39年野田市教育委員会規
則第3号)の一部を次のように改正する。

第19条及び第19条の2第1項各号列記以外の部分中「第29条」を「
第29条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

野田市立幼稚園管理規則及び野田市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市立幼稚園管理規則 (昭和39年野田市教育委員会規則第2号) (第1条関係)

改 正 案	現 行
<p>(学期)</p> <p>第 14 条 学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)<u>第 29 条第 1 項</u>の規定に基づく学期は、次の 3 学期とする。</p> <p>第 1 学期 4 月 1 日から 7 月 31 日まで</p> <p>第 2 学期 8 月 1 日から 12 月 31 日まで</p> <p>第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第 14 条の 2 学校教育法施行令<u>第 29 条第 1 項</u>の規定に基づく休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(学期)</p> <p>第 14 条 学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)<u>第 29 条</u>の規定に基づく学期は、次の 3 学期とする。</p> <p>第 1 学期 4 月 1 日から 7 月 31 日まで</p> <p>第 2 学期 8 月 1 日から 12 月 31 日まで</p> <p>第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第 14 条の 2 学校教育法施行令<u>第 29 条</u>の規定に基づく休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

○ 野田市立小学校及び中学校管理規則 (昭和39年野田市教育委員会規則第3号) (第2条関係)

改 正 案	現 行
<p>(学期)</p> <p>第 19 条 学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)<u>第 29 条第 1 項</u>の規定に基づく学期は、次の 2 学期とする。</p> <p>前期 4 月 1 日から 10 月第 2 月曜日まで</p> <p>後期 10 月第 2 月曜日の翌日から翌年の 3 月 31 日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第 19 条の 2 学校教育法施行令<u>第 29 条第 1 項</u>の規定に基づく休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(学期)</p> <p>第 19 条 学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)<u>第 29 条</u>の規定に基づく学期は、次の 2 学期とする。</p> <p>前期 4 月 1 日から 10 月第 2 月曜日まで</p> <p>後期 10 月第 2 月曜日の翌日から翌年の 3 月 31 日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第 19 条の 2 学校教育法施行令<u>第 29 条</u>の規定に基づく休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>

提案理由

学校教育法施行令の一部改正に伴い、本規則の一部を改正しようとするものである。